

函館市生活交通協議会委員公募実施要領

1 目的

函館市生活交通協議会（以下「協議会」という。）の委員を委嘱するにあたり、市民意見を市政に反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2 公募定数

協議会の公募による委員の定数は、2人とする。

3 補欠委員の任期

補欠の委員の任期は前任者の残任期間とするが、その期間が1年未満のときは、任期終了後1回に限り、公募によらず再任できるものとする。

4 応募条件

市内に居住する年齢20歳以上の者で市内の公共交通に関し、知識、経験、関心等のあるもの。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 本協議会に委員を推薦している団体（団体一覧別記）に所属する者

(2) 本市の他の委員会、協議会の委員を3以上兼ねている者（応募中のものを含む。）

(3) 成年被後見人または被保佐人

(4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

5 応募方法

別に定める応募用紙により、郵送または持参により応募する。

（応募先：企画部政策推進課 住所：函館市東雲町4番13号 電話：21-3625）

6 広 報

公募にあたっては、市広報紙等に募集記事を掲載する。

7 募集期間

令和元年9月2日（月）から令和元年9月9日（月）まで（当日消印有効）

8 決定の方法

応募者が定員を超えた場合は、公開抽選により決定する。

また、応募者が定数に達しない場合の欠員については、再度公募する。

9 決定結果の通知

決定後は、速やかに応募者に対し書面で通知する。

（別記）本協議会に委員を推薦している団体一覧

公立はこだて未来大学、函館工業高等専門学校、函館大学、函館市町会連合会、
函館市社会福祉協議会、函館市女性会議、函館地区バス協会、函館地区ハイヤー協会、
函館バス株式会社、北海道旅客鉄道株式会社函館支社、道南いさりび鉄道株式会社、
函館地区交通運輸産業労働組合協議会